

登記されていないことの証明書について

共通事項

- ・ 登記されていないことの証明書とは、後見登記等ファイルに記録されていないことを証明するもので、主に成年被後見人・被保佐人等に該当しないことを証明する際に必要です。
- ・ 法務局本局へ申請して交付を受けてください。
東京都内の申請先は下記のとおりですので、詳細は法務局へ問い合わせください。

法務局 〒102-8226

東京都千代田区九段南1丁目1 - 15 九段第二合同庁舎

電話 03(5213)1234(代表)

なお、申請時に申請用紙の「証明事項欄」の「成年被後見人、被保佐人とする記録がない。」欄にチェックを入れて申請してください。

事業者が法人の場合

- ・ 役員全員のものを提出してください。
- ・ 外国籍の役員については、提出の必要はありません。

事業者が未成年の場合

- ・ 法定代理人のものを提出してください。
- ・ 法定代理人が法人のときは、役員全員のものを提出してください。

識別符号付与業務受託者(個人)の場合

- ・ 受託者のものを提出してください。

識別符号付与業務受託者(法人)の場合

- ・ 受託業者役員及び従事する者全員のものを提出してください。

身分証明書の見本

登記されていないことの証明書	
氏名	
生年月日	昭和 年 月 日
住所	東京都 区…
本籍	東京都 区…

上記の者について、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明する。

平成 年 月 日

東京法務局 登記官